

こんにちは! 農業普及所です!



第127号

県中農林事務所須賀川農業普及所
須賀川市花岡3 4
TEL 0248-75-2180 75-2181
FAX 0248-72-8331
E-mail sukagawa.af02@pref.fukushima.lg.jp

きゅうり産地支援の取り組みについて

☆☆きゅうりの勉強会を開催しています☆☆

須賀川農業普及所では、管内のきゅうり生産者を対象に、「きゅうり基礎力アップ研修会」と「ハウスきゅうり環境制御技術研究会」の2種類の勉強会を開催しています。

「きゅうり基礎力アップ研修会」

主に新たにきゅうり生産に取り組む方を対象とした研修会です。露地栽培に関する基礎知識や技術について、座学やベテラン生産者のほ場視察を通して学ぶことで、きゅうり栽培の基礎力の向上を目指します。今後は8月下旬・12月上旬・令和3年2月上旬の3回の開催を予定しています。

「ハウスきゅうり環境制御技術研究会」

環境制御技術に取り組む生産者の研究会です。栽培施設内の環境データや収穫量などのデータを共有して、解析・検討しながら互いに助言し合うことで、収量・品質の向上を目指します。令和2年度は6月4日(木)に第1回目を開催し、概ね月1回程度の間隔で開催していきます。

いずれの勉強会も、年度途中からの参加も可能ですので、興味のある方は須賀川農業普及所までお問い合わせください。

☆☆産地生産基盤パワーアップ事業を活用して施設化などに取り組もう☆☆

「産地生産基盤パワーアップ事業」とは、国の事業で、地域一丸となって収益力強化に取り組む産地に対し、計画実現に必要なパイプハウス等の資材や農業機械の導入、集出荷施設等の整備に係る経費を支援します。



事業を活用したパイプハウス

<補助対象と補助(交付)率>

- 補助対象：パイプハウス部材等の生産資材や機械等
(施工費を含みません)
- 補助率：1/2以内

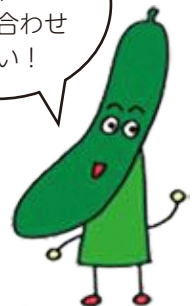
・生産資材の導入例

区分	補助対象
資材	パイプハウス(雨よけ・防虫ネットハウスを含む)等

・農業機械の導入及びリース導入例

区分	補助対象
防除	土壌消毒機械・自走式防除機 等
かん水設備	自動かん水装置・かん水同時施肥装置 等
環境制御機械・装置	環境測定装置・複合環境制御装置・暖房機・換気装置 二酸化炭素発生装置 等

詳しくは
普及所まで
お問い合わせ
下さい!



JVトレリスを活用したなし樹体ジョイント仕立て

令和2年6月時点で、当普及所管内のなしジョイント仕立て導入状況は生産者8戸、面積117aです。昨年定植4年目となった園地では本格的な収穫が始まりました。果実品質は慣行栽培の成木のものと同等であり、10aあたり約2t収穫することができました。

なお、本年はジョイント仕立ての改良樹形である「ジョイントV字トレリス（JVトレリス）仕立て」を導入した生産者がおり、管内での導入者は2戸となりました。JVトレリス仕立ては、地上部から60cm程の高さに主枝を配置し、樹と樹を接ぎます。側枝はそこから上部に配置するため、目通りの高さで作業ができるという利点があります。

これらの技術を活用し、園地の若返りを図り、収量確保を目指してみませんか。



ジョイント仕立て（JVトレリス活用）

果樹経営支援対策事業について

果樹経営支援対策事業は、優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するものです。この事業を活用して、平成31年度に須賀川管内でりんご146.9a、もも84.9a、なし4.6aの新植・改植の事業申請があり、園地の更新に取り組んでいます。

<<改植事業の補助額>>

産地計画に位置付けられた振興品目・主要果樹への改植	補助額（定額）	17万円/10a
りんごのわい化栽培なしのジョイント栽培への改植	補助額（定額）	33万円/10a

2a以上の改植・新植を実施すると、未収益期間の栽培管理の経費の支援を受けられます。

〈果樹未収益期間支援事業〉
補助額：定額 22万円/10a

改植以外にもメニューとして①小規模基盤整備、②用水・かん水施設の設置、③条件不利地の廃園、④特認事業（防霜ファン・防風網の設置など）があります。なお、メニューごとに細かい要件がありますので、詳しい内容について確認したい場合には須賀川農業普及所までご連絡下さい。

GAP認証取得状況

GAP（農業生産工程管理）は、食品安全だけでなく、環境保全・労働安全などの観点から、作業の効率化や農業経営の改善を図る手法であるため、福島県ではGAPの実践・認証取得を積極的に推進しています。

須賀川農業普及所では、GAPの認証取得を希望する個人・団体に対して支援を行っており、現在、JGAP認証6件（団体4件、個人2件）とFGAP認証4件が認証取得しています。

JGAP 団体認証	ふくしまGAP生産者協議会（須賀川市） 夢みなみ農業協同組合すかがわ岩瀬地区野菜協議会大東支部直販部会（須賀川市） いわせの錦秋米生産部会（須賀川市） 古殿ミニトマト生産部会（古殿町）
JGAP 個人認証	渡辺果樹園（須賀川市） 農事組合法人グリーンファーム九生滝（平田村）
FGAP 個人認証	内山正勝さん（天栄村）、株式会社阿部農縁（須賀川市） 車田文彦さん（須賀川市）、「果物畑」鈴木果樹園（須賀川市）

Let's チャレンジ！！

頑張っている農家を紹介します！

★桑原翔太郎さん（須賀川市）



桑原翔太郎さん

就農して3年目の桑原さんは、オクラ3a、ミニトマト3a、アスパラガス3a、加工用トマト15a、茎ブロッコリー10aの多品目経営を奥様と2人で営んでおり、すべてスーパーの直売所コーナー、はたけんぼ等の直売で売っています。

桑原さんは、もともと農業法人で働いていましたが、農業の高齢化を目の当たりにし、地域の担い手として、また、家族との時間を大事にできると思い、就農することを決意しました。

出身は兵庫県ですが、奥様が須賀川市出身であったことや、日較差が大きくトマトの甘味が高まる等、高品質の野菜を栽培できることから須賀川市で就農しました。

今後は、お客様のニーズを満たせるような野菜作りを行っていきたい、と話されており活躍が期待されます。



アスパラガスを管理する様子

水稲 県オリジナル品種「福、笑い」を紹介します

「福、笑い」は、本県の水稲のトップブランド品種として位置づけられた、軟らかめの食感で強い香り・甘みを持つ品種です。構成員全員がGAP認証を取得した研究会のみが作付でき、出荷の際には粒厚1.9mm以上、玄米タンパク質6.4%以下という厳しい基準をクリアし、販売されるプレミアムなお米です。令和3年度からの本格作付デビューに向け、本年度天栄村に現地実証ほを設置し、安定的な生産につながるデータを取得していきます。

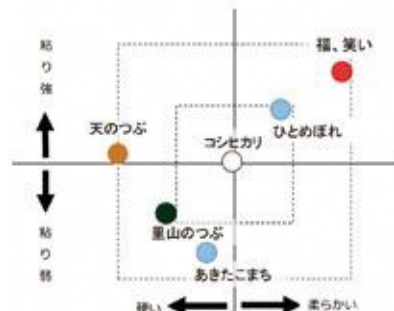


図1 食味チャート図

トラクターの公道走行にご注意

農作業機を装着したトラクターの公道走行には、条件があります！

- ① 灯火器類
- ② 車両幅
- ③ 安定性
- ④ 免許

の条件を全てクリアしていないと、法令違反となりますので、必ず確認しましょう。

↓ 詳細は農林水産省「作業機付きトラクターの公道走行について」のページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html



飼養状況確認調査について

飼養状況確認調査とは、牛を飼養している農業者を対象に行っているもので、牛肉が放射性物質に汚染されることがないように、適切な飼養管理が行われているかを確認するものです。

本調査は、と畜場への出荷の要件とされており、出荷の際には県職員による本調査を受けている必要があります。調査内容としては、飼料の適切な保管・管理の確認、サーベイメーターによる給与飼料等の放射線量の確認、パドックの利用状況等の確認を行います。

出荷の有無にかかわらず、1年に1度実施されるものとなっておりますので、牛肉の安全性を確保するために、調査へのご協力と、適切な飼養管理の徹底をお願いいたします。

牧草・飼料作物モニタリングについて

自給飼料を生産している方は、モニタリング検査へのご協力をお願いします。

●永年生牧草（新規利用）の利用について

除染（草地更新）が完了した牧草地で生産された永年生牧草については、個別にモニタリング検査を実施し、流通・利用の可否を判断します。検査が未実施の方は、各市町村、普及所までご連絡ください。

●永年生牧草（個別利用解除済み）の利用及び地域検査について

令和元年度以前のモニタリング検査で、既に利用可能と判断された牧草地（個別利用解除済みほ場）については、新たに令和2年度の検査は実施せずに利用することができます。なお、個別利用解除済みのほ場について、安全性の確認のため、地域検査として1市町村原則3点でモニタリング検査を実施します。

●単年生飼料作物（地域判断）の利用について

飼料用トウモロコシ、ソルガム類（イネ科長大作物）イタリアンライグラス、麦類、ヒエ等イネ科飼料作物）稲発酵粗飼料 稲わら（畜産利用に限る）については、1市町村あたり原則3点のモニタリング検査を実施します。



エコファーマーになりませんか？

県では、農業分野における環境負荷の軽減や生物保全等の取り組みの一環として、エコファーマーを推進しています。

「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に従い、5年後を目標に、3つの技術「堆肥等施用技術」「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」を一体的に導入し、化学肥料施肥窒素量と化学農薬使用回数を県基準の2割減となるように計画を作成し、県知事の認定を受けます。

認定されると「エコファーマーマーク」を農産物等に使用し、その取組をPRすることができます。

興味のある方は須賀川農業普及所までお問い合わせください。

